コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

第１章 総則

（目的）

第１条　当社は、当社グループが持続的に成長し、当社の長期的な企業価値を向上させ、もって株主の皆さまに当社の株式を安心して長期的に保有していただくことを可能とするため、最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、本基本方針を制定する。

（当社グループの理念及びコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方）

第２条　当社は、以下の通り「内外テックグループ経営理念」を定め、株主、お客さま、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高める。

【内外テックグループ経営理念】

内外テックグループは、知恵と創造力を最大限に発揮して「価値のある商品と情報の提供」「受託製造」「自社開発」「保守メンテナンス」「加工」の５つの事業を通して夢のある社会に貢献いたします。

(1) 国内外の法遵守に基づきフェアでオープンな経営を通して社会から信頼される企業を目指します。
(2) お客さまや仕入れ先さま及び多くのステークホルダーに信頼される企業を目指します。
(3) 常に最先端の情報や技術を研鑽しお客さまにその価値を認めて頂く企業を目指します。
(4) 地球環境に配慮した商品の提供や製造などを通してクリーンな社会へ貢献できる企業を目指します。
(5) 多様性を尊重し差別やハラスメントが無い健康・安全・安心な企業を目指します。

（コーポレート・ガバナンス体制の整備および充実に関する基本方針）

第３条　当社グループは、第２条の「内外テックグループ経営理念」を実現する為の指針として、以下の「企業行動憲章」を定め、コーポレート・ガバナンス体制の整備および充実を図る。

【企業行動憲章】

内外テックグループは、お取引先さま、調達先さま、委託先さま、株主さま、従業員をはじめとするステークホルダーの皆さまからの信頼とご支持を、持続的な成長への礎とするため、経営理念を支える指針として「企業行動憲章」を定めています。この基本方針（基準）を遵守し、企業活動や事業を通じて、さまざまな社会課題の解決に取り組んでいきます。

また、この方針の趣旨がお取引さまや調達先さま、委託先さまに支持され、行動に繋げていただけることを期待いたします。

(1) お客さまの満足
有用で安全性を確保した商品・製品・サービスを開発、提供し、お客さまの満足と信頼を獲得してまいります。
(2) 法令等遵守に基づく取引
法令や国際ルールの遵守を徹底し、公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行ってまいります。また、政治や行政との健全かつ正常な関係を保ってまいります。
(3) コミュニケーションの促進
幅広いステークホルダーとの双方向コミュニケーションを促進するとともに、企業情報を適時かつ公正に開示し経営の透明性を高めてまいります。また、顧客情報や個人

情報などを適正に保護・管理してまいります。

(4) 人権の尊重
社員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、仕事と生活の調和を実現してまいります。

(5) 安全第一の徹底
安全を何よりも優先し、労働災害ゼロを達成することで、お客さまから信頼される企業を目指します。

(6) 環境問題への主体的取り組み
地球環境保全への取り組みを企業の継続と活動の必須の要件として、主体的に行動してまいります。

(7) 積極的な社会貢献活動
地域社会や行政などと連携し、自社の経営資源を活用して積極的に社会貢献活動を推進してまいります。

(8) 反社会的勢力との関係遮断
反社会的勢力とみなされる個人及び団体とは、いかなる場合においても経済的な利益供与を行いません。また、地域社会や関係団体等と連携して毅然とした態度で組織的にその排除に取り組んでまいります。

(9) グローバル化への適切な対応
事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律を遵守するとともに人権を含む各種の国際規範や文化・慣習を尊重してまいります。

第２章 株主の権利・平等性の確保

（株主総会）

第４条　当社は、最高意思決定機関である株主総会において、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、次の通り環境整備に努める。

(1) 株主総会における議決権の行使は、株主の重要な権利と認識し、株主の適切な議決権行使判断に資する情報について的確に提供する。

(2) 定時株主総会の招集通知を、株主総会開催日の２週間前までに発送する。また、招集通知発送日の７日前程度までに、招集通知に記載する情報を当社のウェブサイトにより開示する。

(3) 議決権の行使については、電子議決権行使等のシステムを採用し、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主の利便性を確保するよう努める。

(4) 株主との対話の充実および正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会関連の日程を適切に設定する。

(5) 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が株主総会への出席を希望する場合、信託銀行等と協議の上、機関投資家等の要望を可能な限り満たすことができるよう対応する。

(6) 取締役会は、株主総会における議決権行使結果を真摯に受け止め、相当の反対票がある場合は、原因の分析等を実施するとともに、その対応策を検討し、必要に応じて株主との対話を行う。

２．株主総会の決議事項に関する賛否の割合、株主からの質問、運営全般についてレビューを行い、取締役会で必要な対応を検討する。

（株主の権利及び平等性の確保）

第５条　当社は、株主の権利の重要性を認識し、すべての株主の権利を実質的に確保する。

(1) 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性および合理性を取締役会で検討し、適正な手続きを確保するとともに、当該政策の内容を適切に開示する。

(2) 当社は、政策保有株主からその株式の売却等の意向が示された場合には、当該株主の

意向を尊重し、その売却等を妨げることは行わない。また、取引の縮減などの不利益な扱いを示唆することはしない。

(3) 株主総会における株主提案等会社法で少数株主にも認められている権利等については株式取扱規則で権利行使の方法を定める。

２．当社は、いずれの株主もその持分に応じて平等に扱う。

（当社株式の大量取得行為に関する対応策）

第６条　当社は、買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策を行わない。

２．当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、当社の企業価値の向上に資するものであるか等の視点に基づいて、取締役会において慎重に検討し、速やかに株主に対して意見表明を行う。但し、株主が公開買い付けに応じる権利を妨げることは行わない。

（株主共同の利益を害するおそれのある取引に関する手続き）

第７条　当社と当社役員個人との直接取引および当社と当社取締役が代表となっている他団体や他会社との取引など会社法に定める利益相反取引については、当社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会の承認を要するものとする。

２．当社は、当社の役員・従業員が内部者取引を行うことを未然に防止するため、インサイダー取引防止規程で未公表の重要事実の取り扱いを定め、これを厳格に運用する。

（資本政策の基本方針）

第８条　当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、将来の事業拡大の機会を迅速かつ確実に捉えるため、必要となる十分な株主資本の充実を基本とする。

２．株主への利益還元については、グループの成長戦略の達成と各事業部門の収益性の向上を通じた利益拡大により、企業価値の一層の向上を図ることを基本とする。

３．株主への配当方針については、経営成績、財務状況及び今後の事業展開を勘案し、必要な内部留保をしつつ、連結配当性向および連結株主資本配当率（ＤＯＥ）を基準とし、業績に応じた配当を継続していくことを基本とする。なお、自己株式の取得については、株価動向や財務状況などを考慮し、必要に応じて検討、実施する。

（株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針）

第９条　当社は、取引先との関係の維持・強化や事業運営上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、当社グループの継続的な発展や中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合のみ、政策保有株式を保有する。

２．取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、取引先と当社グループの事業との関係性の観点から、銘柄ごとに保有目的、並びに企業価値向上に資するか否かの検証等の定量的な評価及び定性的な評価を行い、保有の妥当性が認められない場合は、縮減を進める。

３．政策保有株式の議決権については、投資先の経営方針を尊重したうえで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する提案であるか否か、総合的に判断する。

第３章 ステークホルダーの利益の考慮

（倫理基準及び利益相反）

第 10 条 当社は、取締役及び社員等が常に倫理的に行動することを確保するため、取締役会において、企業行動憲章（第３条に記載）を別途定め、開示する。

２．取締役は、自らに関して利益相反に係る問題（潜在的なものを含む。）が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。

３．取締役は、年１回「関連当事者との取引にかかる件」にて、当社グループとの近親者を含めた取引の有無、他社との兼務状況、資金貸借取引、債務保証等および担保提供または受入の状況について報告を行う。

また、兼務状況については毎年開示を行う。

（ステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の構築）

第 11 条 当社は、お客さま、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会等のステークホルダーが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に不可欠な存在であると認識し、これらのステークホルダーと適切な協働に努める。

2．当社は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題については、単発的な取り組みではなく、永く継続して取り組むことが大切との認識に立ち、事業活動と連動した活動を積極的・能動的に取り組む。その取り組みは「株主通信」に記載し、ホームページ等で開示する。

3．当社グループは、女性の活躍促進やダイバーシティを推進し、最大限の能力発揮を促し、企業価値の向上に繋げる。

（内部通報）

第 12 条 当社グループは、公益通報者保護制度に対応した内部通報体制として、通報窓口の情報受領者に社外の弁護士を含む「内部通報窓口」を設置し、適切に運用する。

2．内部通報窓口の運用状況については、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会委員長が定期的に取締役会に報告する。

3．当社グループは、コンプライアンス規程及びコンプライアンス相談制度運営要領により通報者の不利益取扱を禁止する。

第４章 適切な情報開示と透明性の確保

（情報開示の基準）

第 13 条 当社は、お客さまや株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが重要な経営課題の一つであると認識し、公正かつ透明性の高い情報開示を平易かつ具体的に行うことに努める。

2．当社は、前項に定める情報開示のほか、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現する観点から、次の事項についても事業報告、参考書類、株主通信、東京証券取引所での開示書類、当社ホームページ等の媒体により開示する。

(1) グループの経営理念、企業行動憲章

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針および手続き

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と役員候補者の指名を行うに当たっての方針および手続きならびに個々の選解任・指名の理由

(5) サステナビリティについての取組み

3．当社は、国際的な情報開示の観点から、必要な範囲において英語での情報開示を行う。

第５章 コーポレート・ガバナンス体制

第１節 機関設計

（機関設計）

第 14 条 当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択し、監査役・監査役会が取締役・執行役員の職務執行を監査する。

2．当社は、役割責任の明確化と経営のスピードアップを図るため、執行役員制度を採用する。

3．当社は、コーポレート・ガバナンスの最適化のために、最も適切と考えられる会社法上の機関設計を選択するとともに、必要に応じて任意の委員会等を設置する。

第２節 取締役会

（取締役会の役割・責務）

第 15 条 取締役会は、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現を図ることについて責任を負う。

２．取締役会は、前項の責任を果たすため、次の役割を果たす。

(1) グループの経営理念等のほか、これらを踏まえた当社グループとしての戦略（中期経営計画等）を決定する。

(2) 法令、定款、取締役会規程および決裁マトリクスに基づき重要事項について意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督する。

(3) 業務執行の機動性を高め、経営のスピードアップを図るため、決裁マトリクスに定められた事項について執行役員会または社長執行役員に委任する。

(4) 中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、業績目標やその実現に向けた取り組みを株主に説明するとともに、その実現に向けて最善の努力を行う。中期経営計画の実行結果および結果に至った経緯については、株主に対する説明責任を果たす。

(5) 当社グループにおいて実効性のある内部統制システムを構築し、運用状況を定期的に検証することにより、経営の健全性を確保する。

(6) 重要な役職が円滑に承継されるよう、後継者の育成について適切に監督を行う。

(7) 監査役会および会計監査人が十分かつ適正な監査を行うことができる体制を確保する。

(8) 監査役または会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、真摯に対応する。

（取締役会の構成）

第 16 条 取締役会は、取締役会の活性化を図る観点から、定款において取締役の員数を 10 名以内と定め、当社の業務に精通した「社内取締役」と社外における豊富な経験と知見を有する「社外取締役」とをバランスよく組み合わせて、取締役会全体としての知見・経験・能力を幅広く具備した構成となるよう、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成する。

２．取締役会は、独立性のある社外取締役を２名以上置く。なお、独立性の判断においては、会社法および東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準をもとに、当社独自の独立性判断基準を策定し、これに従う。

（取締役・監査役候補者の指名手続き）

第 17 条 取締役・監査役候補者の選任および取締役・監査役の解任は、独立社外取締役を委員長としたコーポレート・ガバナンス委員会による助言・提言を踏まえ、取締役会にて審議・決定する。

なお、監査役候補者については、会社法の定めに基づき、株主総会への選任議案に関する監査役会の同意を得る。

２．取締役候補者選任方針は以下の通りとする。

【取締役候補者選任方針】

当社取締役会は、株主に対する受託者責任を認識し、理念を尊重し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図る責務を負っています。取締役の選任については、以下の基準を定め、その責務を果たし得る人物を候補者として選任します。

（社内取締役）

(1) 当社の理念を尊重し、その価値を体現できること

(2) 当社グループの事業について国内外の市場動向に豊富な知見を有していること

(3) 当社グループの経営の方向付けに資する法務・財務・税務を踏まえた客観的経営判断能力と業務執行能力に優れていること

（社外取締役）
(1) 企業経営、財務・会計、法務・リスクマネジメント、製造・技術・研究開発、事業戦略、人事・労務・人材開発等の多様な分野で指導的な役割を果たし、豊富な経験や専門的知見を有していること
(2) 当社の理念、事業に高い関心を持ち、適時適切に社内取締役に対する意見表明や指導・助言、監督を行う能力を有すること
(3) 当社社外取締役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保できること

３．監査役候補者選任方針は以下の通りとする。

【監査役候補者選任方針】
監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、当社の業務運営につき法令・定款に違反する事態を未然に防止し、当社グループの経営の健全性と社会からの信用の維持向上に努める責務を負っています。監査役の選任については、以下の基準を定め、その責務を果たし得る人物を候補者として選任します。
（社内監査役）
(1) 当社の理念を尊重し、その価値を体現できること
(2) 公正不偏の立場を保持し、監査業務を遂行できる能力を有していること
(3) 当社グループの業務全般を把握し、経営課題を提起できること
（社外監査役）
(1) 法務、経営、会計、海外、人材開発、サステナビリティ等の多様な分野で指導的な役割を果たし、豊富な経験や専門的知見を有していること
(2) 当社の理念、事業に高い関心を持ち、客観的・公正な視点で取締役に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること
(3) 当社社外監査役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保できること

（取締役会の運営）
第 18 条 取締役会議長は、定款の定めにより取締役会の決議によって取締役の中から選定する。
２．取締役会議長は、取締役会を効果的かつ効率的に運営するように努める。
３．取締役会の運営に関する事項は、法令および定款に従うほか、取締役会規程で定める。

（取締役会審議の充実）
第 19 条 当社は、取締役会において充実した議論が行われるよう、次の事項を行う。
(1) 取締役会の議案に関する資料を、取締役会の開催日に十分に先立って配布する。
(2) 社内取締役および常勤監査役は、社内の重要会議に出席し、取締役会に上程される重要議案について検討・協議する。
(3) 取締役会事務局および各議案の担当取締役は、社外役員の実効性を高めるため取締役会開催前に、事前説明を行うなど、必要に応じて十分な情報提供を行う。
(4) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について事前に決定し報告を行う。
(5) 取締役会は原則定期的に開催し、１回の取締役会における審議項目数は適正な審議がなされるよう適切に設定する。
(6) ＩＴ環境を整備し、取締役の情報入手を支援する。
(7) 取締役会事務局は、社外役員との連絡窓口となり、会社情報の提供を適切に行う。

（取締役会評価）
第 20 条 各取締役は、取締役会の実効性等について、毎年、自己評価を行い、その結果を取締役会に提出する。
２．各監査役は、取締役会の実効性評価に参画し、必要に応じて取締役会に意見を述べる。
３．取締役会は、各取締役の自己評価および各監査役の意見を参考に、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。

（取締役の報酬の決定手続き）
第 21 条 取締役の個人別の報酬は、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会にて審議・決定する。
2．取締役の報酬は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に基づき決定する。
【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】
(1) 基本方針
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。
(2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、次の事項を参考にし、役位ごとに総合的に勘案して決定する。
① 会社の業績、経営内容
② 社員給与とのバランス
③ 役員報酬の世間水準
なお、個人別の基本報酬は、社外役員を主要な構成員とする任意の報酬委員会の助言・提言を尊重し、毎年年度初めの定例取締役会において決議する。
(3) 株式報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針
中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし次の事項を参考にし、役位ごとに総合的に勘案して決定する。
① 前年度の連結当期純利益
② 今年度の連結当期純利益予想
なお、個人別の株式報酬等は、社外役員を主要な構成員とする任意の報酬委員会の助言・提言を尊重し、株主総会後最初の定例取締役会において、基本報酬との割合、割当株式数を決議する。

第 3 節 取締役

（取締役の役割・責務）
第 22 条 取締役は、その任期を 1 年とし、毎年、株主総会で選任される。
2．取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、善管注意義務および忠実義務を負う。
3．取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、取締役会において必要に応じて説明を求め、積極的に意見を表明し議論を行い、議決権を行使する。
4．取締役は、取締役会の議題を提案する権利および取締役会の招集を求める権利を適時・適切に行使することにより、当社グループの経営課題の解決を図る。
5．取締役は、株主の信任に応えるべく、その期待される専門能力および経営能力を発揮し、十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。

（社外取締役の役割・責務）
第 23 条 社外取締役は、原則として独立性基準を充足する者を選任する。
2．社外取締役は、前条に定める取締役としての役割のほか、社外取締役の選任理由等も踏まえ、次の役割を担う。
(1) 経営計画や経営改善について、自らの知見や経験をもとに、中長期的な企業価値の向上を図る観点から助言を行うこと。
(2) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
(3) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること。
(4) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの

意見を取締役会に適切に反映させること。

3．社外取締役は、グループの理念、経営状況・経営環境などの状況について、各業務執行取締役や取締役会事務局を通じて継続的な情報提供を受ける。

4．社外取締役は、その役割・責務を果たすために必要な追加情報について、取締役会事務局に求め、さらに必要と考える場合には会社の費用において外部の専門家の助言を得ることができる。

第４節 監査役会

（監査役会の役割・責務）

第 24 条 監査役会は、取締役・執行役員の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選解任および不再任に関する議案の内容の決定、会計監査人の監査報酬に係る権限の行使、その他法令に定められた事項を実施することにより、当社の健全性を確保することについて責任を負う。

2．監査役会は、各監査役による監査の実効性を確保するため、監査にあたっての基準および行動指針について「監査役監査基準」を定める。

3．監査役会は、毎期ごとに「監査計画書」を策定し、取締役会と共有する。

4．監査役会は、代表取締役とのミーティングを定期的に、また必要に応じて随時実施し、経営全般に係る意見交換を行う。

5．監査役会は、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく、情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を行う。

（監査役会の構成・運営）

第 25 条 監査役会は、４名以下の監査役で構成する。

2．監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定める。

3．監査役会議長は、監査役会の議論の質を高め、監査役会を効果的かつ効率的に運営できるように努める。また、各監査役による監査の実効性を確保するために適時・適切な情報が得られるように配慮する。

4．監査役会の運営に関する事項は、法令および定款に従うほか、監査役会規程で定める。

（会計監査人および内部監査室との関係）

第 26 条 監査役会は、会計監査人候補を適切に選定するための基準および会計監査人を適切に評価するための基準を策定する。また、会計監査人が独立性および専門性を有しているか否かについて、監査役会で確認を行う。

2．監査役会は、会計監査人および内部監査室（その他の内部監査部門を含む）との連携を確保し、十分かつ適正な監査を行う。

第５節 監査役

（監査役の役割・責務）

第 27 条 監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、業務および財産の調査権限を有する独任制の機関として、取締役・執行役員の職務の執行を監査する。

2．監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従って、取締役会その他重要会議に出席するほか、取締役等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査する。

3．監査役は、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務および財産の状況を調査する。なお、常勤監査役は、主要な子会社の監査役を兼務する。

4．監査役は、取締役会その他の自らが出席する重要会議において、能動的かつ積極的に権限を行使し、必要があるときには、取締役等に対して適切に意見を述べる。

5．常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備および情報収集に努め、それらの情報を社外監査役と共有する。

（社外監査役）
第 28 条 社外監査役は、独立性基準を充足する者を選任する。
2．社外監査役は、前条に定める監査役としての役割のほか、監査体制の独立性および中立性を一層高めるために法令上その選任が義務付けられていること、社外監査役の選任理由等を踏まえ、客観的な監査意見を表明することが期待されていることに鑑み、取締役等に忌憚のない意見を述べる。
3．社外監査役は、その役割・責務を果たすために必要な追加情報について、取締役会事務局に求め、さらに必要と考える場合には会社の費用において外部の専門家の助言を得ることができる。

（監査役の報酬の決定手続き）
第 29 条 監査役の個人別の報酬は、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会の助言・提言を踏まえ、監査役の協議にて決定する。
2．監査役の報酬は、企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、基本報酬のみとする。

第 6 節 会計監査人

（会計監査人）
第 30 条 当社は、会計監査人が株主・投資家に対して財務報告の信頼性を確保する責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて監査日程や監査体制の構築に努める。
2．当社は、会計監査人と代表取締役等との定期的なディスカッションの場を設ける。

第 7 節 執行役員

（執行役員）
第 31 条 執行役員は、以下の選任方針に基づき、毎年、社長執行役員がその候補者を推薦し、コーポレート・ガバナンス委員会の助言・提言を踏まえた上で、取締役会で選任される。

【執行役員候補者選任方針】
当社では、取締役・執行役員の役割分担、権限委譲を進め、経営の効率化、意思決定と業務執行の迅速化を図ること、会社の競争力を強化し、業績の向上を期すること、次世代の経営者を育成することを目的として、執行役員制度を導入しております。その選任については、以下の基準に従って選任します。
(1) 豊かな業務経験を有すること
(2) 指導力、統率力、行動力に優れていること
(3) 経営感覚が優れていること
(4) 執行役員にふさわしい人格、識見を有すること
(5) 心身ともに健康であること
2．執行役員は、取締役会の決定に従ってその職務に関して迅速な意思決定および執行を行う。
3．執行役員は、担当部門の業務ミッションの達成に留まらず、自らグループ経営の一翼を担い全体最適を求める姿勢を持つ。

第８節 経営人材の育成

（経営人材の育成）

第 32 条 当社グループは、取締役、監査役および執行役員がその役割および責務を適切に果たすことができるように、それぞれの知識や職務経験を踏まえ、必要な研修等の機会を設ける。

２．新任の取締役、監査役および執行役員は、コンプライアンスやコーポレート・ガバナンス等、会社経営に必要な法令のほか、財務・会計に関する知識を習得する。また、就任後においても必要に応じてそれらの知識を更新する。

３．特に新任の社外取締役および社外監査役に対して、グループの理念、経営計画、事業課題、財務状態その他重要な事項につき説明を行うほか、主要事業所、関係会社等の視察を行う。

４．取締役、監査役および執行役員は、その役割を果たすために、当社グループの経営状態、コンプライアンスやリスクマネジメント上の課題、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集しなければならない。

５．当社グループは、経営人材を育成するため、従業員の職位に応じて、経営に必要な知識の習得や動機づけのための教育訓練を実施する。

（人材の多様性）

第 33 条 当社グループは、異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することが、持続的な成長を確保する上での強みになると考え、人材の多様性の確保を推進する。

第９節 サステナビリティへの取り組み

（方針）

第 34 条 当社グループは、主要事業である半導体製造装置、FPD 製造装置等に使用される空気圧機器をはじめとした部材・ユニット品の販売・製造を、環境負荷低減に配慮した製品の販売や製造技術・生産性の向上を通じて、社会の課題解決や発展に貢献することを目指す。

（マテリアリティの特定）

第 35 条 サステナビリティの推進にあたり、サステナビリティ委員会を設置する。

２．サステナビリティ委員会は、サステナビリティ方針、マテリアリティについて協議を行い、取締役会に意見・提言を行うほか、サステナビリティ活動に関する報告を行い、取締役会で方針の決定のほか、マテリアリティの特定を行う。

（推進体制）

第 36 条 サステナビリティ委員会のメンバーであるサステナビリティ実施責任者（部門長）は、取締役会にて決定したマテリアリティに基づき、サステナビリティ年度目標を設定し、「ESG 行動計画」を策定し、サステナビリティ委員会の承認を受け、推進を行なう。

第 10 節 会議体

（執行役員会）

第 37 条 当社は、代表取締役社長執行役員を含む業務執行取締役、常勤監査役および執行役員で構成する執行役員会を設置する。

２．執行役員会は、取締役会および代表取締役社長執行役員を補佐し、執行役員会規程と決裁マトリクスに基づいて業務上の重要事項を審議・決議する。

（グループ経営会議）

第 38 条 当社は、代表取締役会長を含む社内取締役、社外取締役、常勤監査役、社外監査役および

主要子会社の代表取締役で構成するグループ経営会議を設置する。

2．グループ経営会議は、グループ経営戦略やその他経営課題に関する重要事項の協議や子会社を含む各社長からの業務の執行状況・執行役員会決議内容等の報告を行う。また、取締役会において、より建設的な議論・意見交換ができるよう重要な議案について、社内取締役から社外役員に対し事前説明・協議・確認等を行う。

（コンプライアンス・リスクマネジメント委員会）

第 39 条 当社は、代表取締役社長執行役員を含む業務執行取締役、常勤監査役、執行役員、内部監査室長、主要子会社取締役会長・代表取締役社長及び主要子会社管理担当役員で構成するコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。

2．コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、グループの事業活動に係る潜在リスクの把握と予防策の立案のほか、個別の問題解決に係る協議等を行い、その進捗を管理するとともに、取締役会に報告を行う。

（コーポレート・ガバナンス委員会）

第 40 条 当社は、独立社外取締役を委員長とし、主に社外役員にて構成されたコーポレート・ガバナンス委員会を設置する。

2．コーポレート・ガバナンス委員会は、当社の経営理念、経営環境、サステナビリティへの取り組み状況について情報提供を受け、グループの持続的成長、新たな価値創造、長期的な企業価値の最大化を図るためコーポレート・ガバナンスに関する重要事項について協議を行い、必要に応じ取締役会に助言、提言を行う。

3．第 2 項のほか、取締役候補者の選任および取締役の解任に関する株主総会議案、代表取締役・取締役社長の選定解職に関する事項、当社の代表取締役の後継者計画に関する事項について協議を行い、取締役会に助言、提言を行う。

（報酬委員会）

第 41 条 当社は、独立社外取締役を委員長とし、主に社外役員にて構成された報酬委員会を設置する。

2．報酬委員会は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役の個人別の報酬等の内容やその決定に関する方針等について協議を行い、取締役会に助言、提言を行う。

（サステナビリティ委員会）

第 42 条 当社は、業務執行取締役、部門長及び関係会社の代表取締役を委員として構成するサステナビリティ委員会を設置する。

2．サステナビリティ委員会は、グループのサステナビリティ重視の企業風土の醸成のほか、サステナビリティの定着及び推進を目的とし、サステナビリティ方針の策定・採決を行うほか、マテリアリティ（重要課題）の策定・採決を行い、マテリアリティの進捗を管理するとともに、取締役会に報告を行う。

第 6 章 株主との対話

（株主との対話に関する基本方針）

第 43 条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主と当社との相互の信頼関係が重要であると認識し、株主と建設的な対話を行う。

2．当社は、株主との対話にあたり、次の方針を基本とする。

(1) 株主との対話全般について、株主と建設的で有益な対話ができるよう代表取締役が積極的に関与する。

(2) 株主との対話にあたっては、所管部が日常的に連携を図り、関係部署からの情報収集と経営陣との共有を行う。

(3) 機関投資家向けに年２回開催する決算説明会で代表取締役が説明を行うとともに、個人株主向けＩＲを適時開催し、対話の充実を図る。
(4) 対話を通して把握した株主や投資家からの意見等は、都度取締役・執行役員と共有する。さらに、定期的に取締役会で報告を行い、今後の経営に活かすように努める。
(5) 情報管理については、社内規程としてインサイダー取引防止規程・情報開示規程等を定め、繰り返し啓蒙するなど、インサイダー取引に関する役員・従業員の意識を高める。

（株主構造の把握）
第 44 条 当社は、定期的に株主構造の把握に努め、株主への情報提供の内容や方法の改善に活用し、株主との信頼関係の醸成を図る。

第７章 その他

（本基本方針の改廃手続き）
第 45 条 本基本方針の改廃は、取締役会の決議により行う。ただし、株主総会または取締役会で決議された事項に付随し必然的に改廃する事項や、本基本方針の運用を明確にするための記述の追加・修正等の軽微な改廃については、管理担当取締役の決裁で改廃する。

附則
本基本方針は 2021 年 12 月 1 日から実施する。

＜制定・改定記録＞
2023 年 9 月 15 日　改定（企業行動憲章改定に伴う変更）
2024 年 2 月 13 日　改定（配当方針の変更）
2024 年 6 月 14 日　改訂（内外テックグループ経営理念改定に伴う変更。
「加工」事業追加）